

保護者負担金（保育料）の見直しについて

【目的】

◆保育施策（待機児解消）推進に伴う財源確保

日野市は、限られた財源の中で行政運営を進めていくためには、各種事業の縮小や休・廃止等、全庁にわたる施策の大幅な見直しが避けられない状況になっている。一方、日野市の待機児童数は、155 人いる。保育園に入りたいのに入れない等の保育需要（サービス）、すなわち保護者の皆様のご要望に応えていくためには、財源の確保が必要不可欠になっている。

◆受益者負担の適正化（詳細は別紙 1）

保護者負担金（保育料）は、国が定める国基準徴収額に対し、日野市は 46.7%になっており、26 市平均 49.2%と比べても低い水準になっている。（詳細は資料 1 のとおり）。

【見直し案及び効果】（詳細は別紙）

- ◆低所得者層に配慮し、前年度分所得税非課税世帯までの各階層は、保育料を据え置く。
- ◆所得税課税世帯 21 階層につき月額 200 円から 1700 円までの引上げを行う。
- ◆3 歳未満児と 3 歳以上児の各世帯階層の引上げ額を同額とし、負担額の均衡を図る。
- ◆見直しにより、年間約 30,000 千円の財源が確保できる。

【財源確保により実施する保育施策】

- ◆待機児童数の多い 1 歳児 82 人を解消するため、小規模保育事業の実施を検討する。
- ◆小規模保育事業は、運営費が約 20,000 千円で実施することができる。認可保育園（定員 30 人を運営する場合、運営費が約 100,000 千円必要になる。

※待機児童数 155 人

0 歳児 16 人・1 歳児 82 人・2 歳児 34 人・3 歳児 18 人・4 歳児 3 人・5 歳児 2 人

※小規模保育事業

空き店舗、空き公共施設等を活用して対象児童が 0 歳児から 2 歳児で定員 6 人以上 19 人以下の事業。

【見直し時期】

検討中

《参考》小規模保育事業の概要

	A 型	B 型	C 型
定員	6 人以上 19 人以下	6 人以上 19 人以下	6 人以上 15 人以下
保育室面積	乳幼児 1 人につ き 3.3 m ² 以上	乳幼児 1 人につ き 3.3 m ² 以上	家庭的保育者 1 人につ き 9.9 m ² 以上。た だし、3 人を超えて保 育する場合、乳幼児 1 人につき 3.3 m ² 以上
職員配置	保育士、嘱託医、 調理員（原則事業 所内調理）	保育士、嘱託医、調 理員（原則事業所内 調理）	家庭的保育者、嘱託 医、調理員（原則事 業所内調理）
保育士の数	乳児 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以 上満 3 歳未満の幼 児 6 人につき 1 人 以上とし、1 人を加 算した人数	乳児 3 人につき 1 人 以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 6 人につ き 1 人以上とし、1 人を加算した人数 で、そのうち保育士 を 1/2 以上とする	家庭保育者 1 人につ き、保育をする乳幼 児の数は 3 人以下と する。ただし、家庭 保育者が家庭的保育 補助者とともに保育 する場合は 5 人以下 とする

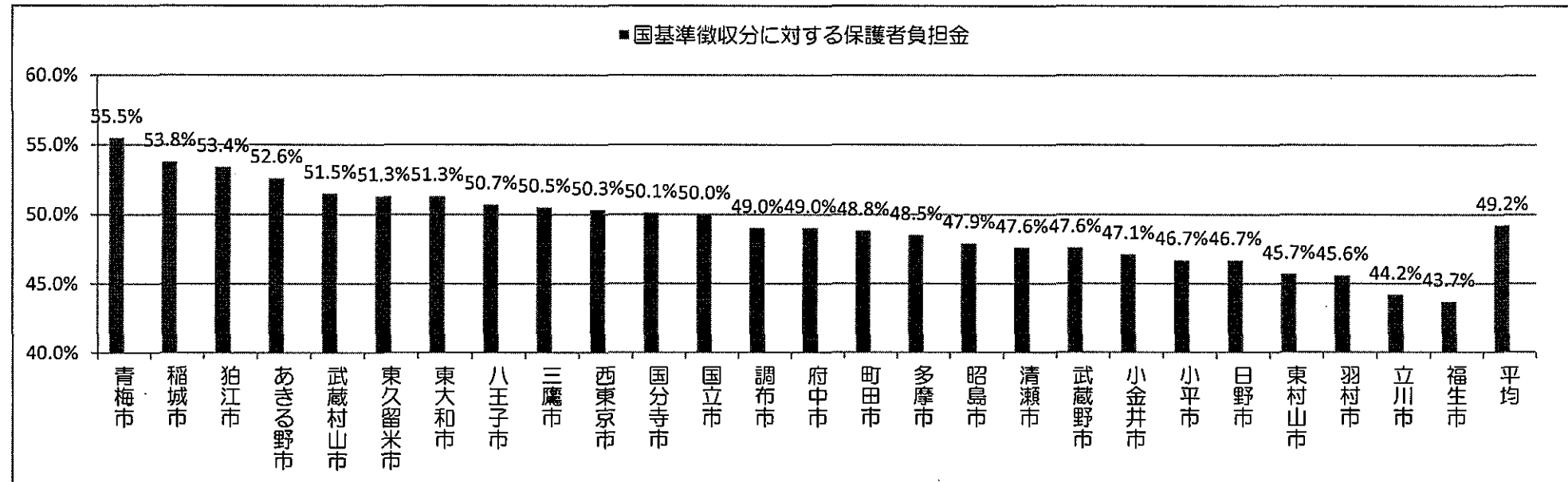
◆保育所運営費負担について（平成24年度実績）

別紙1

単位：千円

総事業費 (A) ~ (F)									
5,054,129									
国基準支弁総額					都負担額 (D)			市持出額 (E)	雑入 (F)
2,720,133 53.8%									
国基準徴収額 (A)		法定負担分 (B)			632,136 12.5%				
1,292,872 25.6%	1,427,261 28.2%								
保護者負担分	市肩代わり分	国負担分	都負担分	市負担分	子育て推進交付金	都補助額	市負担額	1,681,644	20,216
603,221	689,651	713,631	356,815	356,815	410,007	88,839	133,290		
11.9%	13.6%	14.1%	7.1%	7.1%	8.1%	1.8%	2.6%	33.2%	0.4%

◆国基準徴収額に対する保護者負担金（平成24年度実績）



保護者負担金(保育料)見直し案(平成26年1月分で算出)

◆保護者負担金の見直しについて

- (1)第四次行財政改革大綱において、「保護者負担金の改定については、他市との状況を参考に実施する。」と計画されている。
 (2)国徴収基準額に対する保護者負担金総額の割合は、26市平均で49.2%である(24年度実績)。

◆見直しの考え方

- (1)低所得者層に配慮し、前年度分所得税非課税世帯までの各階層は、保育料を据え置く。
 (2)所得税課税世帯21階層につき月額200円から1700円までの引上げを行う。
 (3)3歳未満児と3歳以上児の各世帯階層の引上げ額を同額とし、負担額の均衡を図る。

◆国徴収基準額と日野市の保護者負担金総額の割合(H26.1で算出)

- (1)国基準徴収額 1,316,354,880円
 (2)現行保護者負担金額 611,665,200円
 (3)割合 46.5%

◆国徴収基準額と日野市の改定後における保護者負担金総額の割合(H26.1で算出)

- (1)国基準徴収額 1,316,354,880円
 (2)現行保護者負担金額 643,546,800円
 (3)割合 48.9%

階層	定 義	第 一 子											第 二 子												
		3歳児未満						3歳児以上					3歳児未満						3歳児以上						
		26年度人数	3歳未満児保育料	引上げ額	引上げ率	現行保育料総額	改定保育料総額	26年度人数	3歳以上児保育料	引上げ額	引上げ率	現行保育料総額	改定保育料総額	26年度人数	3歳未満児保育料	引上げ額	引上げ率	現行保育料総額	改定保育料総額	26年度人数	3歳以上児保育料	引上げ額	引上げ率	現行保育料総額	改定保育料総額
A	生活保護世帯	10	0			0	0	21	0			0	0	2	0			0	0	3	0			0	0
B	前年分所得税市民税非課税世帯	32	0			0	0	130	0			0	0	21	0			0	0	11	0			0	0
C01	前年分所得税非課税世帯 市民税均等割のみ	4	2,400			115,200	115,200	25	1,600			480,000	480,000	5	1,200			72,000	72,000	0	800			0	0
C02	前年分所得税非課税世帯 市民税所得割課税額 9千5百円未満	2	2,800			67,200	67,200	11	2,200			290,400	290,400	3	1,400			50,400	50,400	0	1,100			0	0
C03	前年分所得税非課税世帯 市民税所得割課税額 9千5百円以上	23	3,500			966,000	966,000	53	2,700			1,717,200	1,717,200	14	1,750			294,000	294,000	4	1,350			64,800	64,800
D01	前年度所得税 1千5百円未満	2	4,500	200	4.4%	108,000	112,800	4	3,800	200	5.3%	182,400	192,000	1	2,250	100	4.4%	27,000	28,200	0	1,900	100	5.3%	0	0
D02	前年度所得税 1千5百円以上 7千5百円未満	6	5,900	300	5.1%	424,800	446,400	30	4,600	300	6.5%	1,656,000	1,764,000	6	2,950	150	5.1%	212,400	223,200	5	2,300	150	6.5%	138,000	147,000
D03	前年度所得税 7千5百円以上 1万5千円未満	8	7,900	400	5.1%	758,400	796,800	35	5,800	400	6.9%	2,436,000	2,604,000	10	3,950	200	5.1%	474,000	498,000	1	2,900	200	6.9%	34,800	37,200
D04	前年度所得税 1万5千円以上 3万円未満	29	10,400	500	4.8%	3,619,200	3,793,200	65	7,200	500	6.9%	5,616,000	6,006,000	16	5,200	250	4.8%	998,400	1,046,400	6	3,600	250	6.9%	259,200	277,200
D05	前年度所得税 3万円以上 4万5千円未満	36	13,200	600	4.5%	5,702,400	5,961,600	86	8,800	600	6.8%	9,081,600	9,700,800	26	6,600	300	4.5%	2,059,200	2,152,800	4	4,400	300	6.8%	211,200	225,600
D06	前年度所得税 4万5千円以上 6万円未満	55	16,700	700	4.2%	11,022,000	11,484,000	83	10,600	700	6.6%	10,557,600	11,254,800	29	8,350	350	4.2%	2,905,800	3,027,600	6	5,300	350	6.6%	381,600	406,800
D07	前年度所得税 6万円以上 7万5千円未満	55	20,300	800	3.9%	13,398,000	13,926,000	96	12,700	800	6.3%	14,630,400	15,552,000	35	10,150	400	3.9%	4,263,000	4,431,000	8	6,350	400	6.3%	609,600	648,000
D08	前年度所得税 7万5千円以上 9万円未満	71	23,800	900	3.8%	20,277,600	21,044,400	99	14,400	900	6.3%	17,107,200	18,176,400	30	11,900	450	3.8%	4,284,000	4,446,000	9	7,200	450	6.3%	777,600	826,200
D09	前年度所得税 9万円以上 11万2千5百円未満	77	27,300	1,000	3.7%	25,225,200	26,149,200	105	16,000	1,000	6.3%	20,160,000	21,420,000	35	13,650	500	3.7%	5,733,000	5,943,000	1	8,000	500	6.3%	96,000	102,000
D10	前年度所得税 11万2千5百円以上 14万2千5百円未満	80	30,800	1,100	3.6%	29,568,000	30,624,000	128	17,200	1,100	6.4%	26,419,200	28,108,800	50	15,400	550	3.6%	9,240,000	9,570,000	4	8,600	550	6.4%	412,800	439,200
D11	前年度所得税 14万2千5百円以上 17万2千5百円未満	61	33,300	1,200	3.6%	24,375,600	25,254,000	97	18,300	1,200	6.6%	21,301,200	22,698,000	26	16,650	600	3.6%	5,194,800	5,382,000	7	9,150	600	6.6%	768,600	819,000
D12	前年度所得税 17万2千5百円以上 20万2千5百円未満	48	34,400	1,300	3.8%	19,814,400	20,563,200	104	19,100	1,300	6.8%	23,836,800	25,459,200	26	17,200	650	3.8%	5,366,400	5,569,200	9	9,550	650	6.8%	1,031,400	1,101,600
D13	前年度所得税 20万2千5百円以上 25万2千5百円未満	61	35,800	1,400	3.9%	26,205,600	27,230,400	137	19,800	1,400	7.1%	32,551,200	34,852,800	37	17,900	700	3.9%	7,947,600	8,258,400	7	9,900	700	7.1%	831,600	890,400
D14	前年度所得税 25万2千5百円以上 30万2千5百円未満	30	36,900	1,400	3.8%	13,284,000	13,788,000	86	20,400	1,400	6.9%	21,052,800	22,497,600	15	18,450	700	3.8%	3,321,000	3,447,000	7	10,200	700	6.9%	856,800	915,600
D15	前年度所得税 30万2千5百円以上 35万2千5百円未満	24	38,300	1,500	3.9%	11,030,400	11,462,400	57	20,900	1,500	7.2%	14,295,600	15,321,600	12	19,150	750	3.9%	2,757,600	2,865,600	6	10,450	750	7.2%	752,400	806,400
D16	前年度所得税 35万2千5百円以上 40万2千5百円未満	16	39,300	1,500	3.8%	7,545,600	7,833,600	44	21,600	1,500	6.9%	11,404,800	12,196,800	6	19,650	750	3.8%	1,414,800	1,468,800	1	10,800	750	6.9%	129,600	138,600
D17	前年度所得税 40万2千5百円以上 50万2千5百円未満	24	40,100	1,500	3.7%	11,548,800	11,980,800	64	22,200	1,500	6.8%	17,049,600	18,201,600	11	20,050	750	3.7%	2,646,600	2,745,600	5	11,100	750	6.8%	666,000	711,000
D18	前年度所得税 50万2千5百円以上 60万2千5百円未満	21	40,800	1,600	3.9%	10,281,600	10,684,800	43	22,600	1,600	7.1%	11,661,600	12,487,200	5	20,400	800	3.9%	1,224,000	1,272,000	2	11,300	800	7.1%	271,200	290,400
D19	前年度所得税 60万2千5百円以上 70万2千5百円未満	7	41,300	1,600	3.9%	3,469,200	3,603,600	23	23,100	1,600	6.9%	6,375,600	6,817,200	1	20,650	800	3.9%	247,800	257,400	4	11,550	800	6.9%	554,400	592,800
D20	前年度所得税 70万2千5百円以上 126万1千5百円未満	11	42,000	1,600	3.8%	5,544,000	5,755,200	62	23,800	1,600	6.7%	17,707,200	18,897,600	6	21,000	800	3.8%	1,512,000	1,569,600	0	11,900	800	6.7%	0	0
D21	前年度所得税 126万1千5百円以上	4	42,700	1,700	4.0%	2,049,600	2,131,200	18	24,300	1,700	7.0%	5,248,800	5,616,000	3	21,350	850	4.0%	768,600	799,200	2	24,300	850	3.5%	583,200	603,600
合計(引上げ率は平均)		797	594,400	22,800	4.1%	246,400,800	255,774,000	1,706	343,700	22,800	6.7%	292,819,200	312,312,000	431	297,200	11,400	4.1%	63,014,400	65,417,400	112	184,000	11,400	6.5%	9,430,800	10,043,400

国基準徴収額 1,316,354,880

現行保育料総額 611,665,200

改定後保育料総額 643,546,800

第一子3歳児未満平均引上げ率 4.1%

第一子3歳児以上平均引上げ率 6.7%

→ 国基準徴収額との割合 46.5%

→ 国基準徴収額との割合 48.9%

第二子3歳児未満平均引き上げ率 4.1%

第二子3歳児以上平均引き上げ率 6.5%

※第3子については徴収しません。

第一子3歳児未満最高引上げ率 5.1%

第一子3歳児以上最高引上げ率 7.2%